

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)
A

[設問1]

1. Xは、本件処分は不利益処分であり、処分を行う際には理由の提示が求められる(行政法14条1項、3項)にも関わらず、甲県は不十分な理由の提示のみを行っており、行政法14条1項、3項に違反するので、本件処分は違法であると主張することが考えられる。(以下主張Aとする)。
2. 行政法14条1項が不利益処分について理由の提示を求めた趣旨は、被処分者の不服申立の便宜を図るとともに、行政庁の判断の慎重及び公正妥当を担保し、恣意性を抑制する点にある。従って、理由の提示は、当該趣旨を全うするため、いかなる事実関係に基づいていかなる法令・処分基準を適用し処分がなされたのかを記載自体から知し得る程度に明確に提示されなくてはならない。
3. 本件処分の根拠法令である食品衛生法60条は、6条の規定に違反した営業者に対して同条所定の処分を行い得ることを規定していたが、具体的な処分の内容・裁量については本処分内容の設定については本件要綱にて定め、公にしていた(行政法12条1項)。すなわち、上述の基準に従い十分な理由提示を行うには、処分の基となった事実関係及び適用法令に加え、本件要綱のうち出たどの基準を用いたのかについてまで明確に示さなければならぬといえる。これに関わらず甲県は一切文書にて処分基準を示さず、現にXは出た処分の理由が不明であるために問い合わせを行っている。
- よって、甲県の理由の提示は不十分であり、14条1項に反する違法がある。なお、本件処分については「差し違ひ不致」(行政法14条1項右五(書))も存しない。

420k

趣旨OK

H24年判決の規範を示して Good

要綱に治った理由の提示ができていた点を評価でき Good

4. として、理由提示の不備は、その趣旨に鑑みれば、
重大な欠陥上の違法であるという。従って、2名の
違法を構成する。以上より、主張Aは認めらるること
になるので、Xは同主張を行ふべきである。

5 [設問2]

1. Xは、食品衛生法(以下食法とする) 60条の営業停止
処分の実施及びその内容設定について行政庁に裁
量を認めている。しかし、本件要綱は裁量の範囲をこま
りしており、本件要綱所定の基準に従わなければ、裁量

10 の逸脱・濫用が認められ、処分は違法となる。事件処
分では、営業の停止日数は5~15日(①)と基準
が設定されているにも関わらず、営業停止日数を16日とし
ており、①に反する。従って、裁量の逸脱・濫用が認め
らるから、事件処分は違法である(主張(以下主張B
15 とする))ことが考えられる。

2. 本件に於いて甲是は、あくまで本件要綱は裁量権
行使の参考とすべき定められた裁量基準であり、裁量
権を(逸脱)するものではない。事件処分についてはいまだ裁
量の幅く内であり、違法ではないと反論する(以下
20 考えられる。

3. 主張Bと反論は、本件要綱の法的性質について知
定しており、この点をいかに解すべきが問題となる。

25 (1) 行政法14条1項が、不利益処分について処分基
準の設定・公表を努力義務として定めた趣旨は、不利
益処分についての判断過程の公正及び透明性を確保
し、被処分者の権利利益を保護する点にある。このこと
から考えれば、一度処分基準が設定・公表された場合
行政庁は同基準に従った判断をすべきであり、基準
に反する判断をすることは(信義則)に反する。従って、行政庁
30 の裁量権は本件要綱によって事実上解すべきである。

本件要綱の
法的性質を認め
ず、裁量として処分
を有するとの前提を
述べよう。
その上で、世を求むるの
平等原則・信頼保護原則
の観点から検討しよう。

裁量権あり

行政法14条1項

本件要綱の法的
性質につき対立はあ
るだろうか?
行政規則であるに
関わらず、透明性が
あり

信義則あり
平等原則・信頼保護原則
の観点からはよいGood

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学时)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

(2) 以上より、主張Bが妥当であるといえる。

4. 従って、Xは主張Bを採らねばならない。

[設問3]

1. 取消訴訟(行政法第2項)の欠陥となる処分の効果
5 が期間の経過その他の理由により消滅した場合、訴訟の
利益は原則として消滅する。もしも、処分の付随的效果
による侵害状態が継続しており、「回復すべき法律上の利
益」(行政法第1項から2項)が存在している場合には、
なお訴訟の利益は認められる。

10 Xは上記の点をふまえ、本件要約が営業停止処分を受
けて1年以内に再度同種の違反があった場合は処分要件を
加重するとして、当該処分から解放される利益が「回復
すべき法律上の利益」にあたり主張する(以下主張Cとする)
ことが考えられる。

15 2. 設問2でみたように本件要約は食法60条における
行政庁の裁量権を拘束せしめ、要約による処分がな
される。つまり、事件処分がなされたXは、既に処分の効果が
消滅したとしても、②の基準に従い、再度同種の
違反があった場合には処分内容が加重される地位に立た
20 される。これはXにとって不利な法律上の地位に他な
らず、当該地位から回復する利益は、「回復すべき法律上
の利益」にあたるといえる。

3. 以上より、なお事件処分を取り消す訴訟の利益は
存在しているといえるので、主張Cは認められる。従って、
25 Xは主張Cを採らねばならない。

以上

44頁

条文OK
叙に於て侵害を
平らげる

決定OK

決定される不利益
を回復する権利
に47-48